

# 源泉所得税の改正のあらまし

平成 20 年 5 月

国 税 庁

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】
- 源泉所得税の納付は電子納税で!!  
イータックス (e-Tax) ホームページ 【[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)】

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。さて、今般、平成 20 年度の税制改正により、源泉所得税関係について次のような改正が行われましたのでお知らせいたします。

(注) このパンフレットは、平成 20 年 5 月 1 日現在の法令に基づいて作成しています。

## 1 源泉徴収選択口座における上場株式等の譲渡所得等に対する源泉徴収税率及び上場株式等の配当等に対する源泉徴収税率に係る軽減税率 (10%) の特例が廃止されました。

### (1) 現行の取扱い

イ 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者 (以下「居住者等」といいます。) が、源泉徴収選択口座において上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等による差金決済 (以下これらを「源泉徴収選択口座における上場株式等の譲渡等」といいます。) を行った場合において、当該源泉徴収選択口座における上場株式等の譲渡等に係る譲渡収入金額又は差益等に基づき一定の計算により算定される金額 (以下「源泉徴収選択口座内調整所得金額」といいます。) に対する源泉徴収税率は 15% (居住者の場合には他に住民税 5%) とされています。

なお、平成 20 年 12 月 31 日までに行われた源泉徴収選択口座における上場株式等の譲渡等により生じた源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する源泉徴収税率については 7% (居住者の場合には他に住民税 3%) とする軽減税率の特例が適用されています。

ロ 個人又は法人が支払を受ける上場株式等の配当等 (大口株主等である個人が支払を受けるものを除きます。以下同様です。) に対する源泉徴収税率は 15% (居住者の場合には他に住民税 5%) とされています。

なお、平成 21 年 3 月 31 日までに行われるべき上場株式等の配当等に対する源泉徴収税率については 7% (居住者の場合には他に住民税 3%) とする軽減税率の特例が適用されています。

### (2) 改正の内容

イ 上記(1)イ及びロの軽減税率の特例については、一定の経過措置を講じた上で、原則として、平成 20 年 12 月 31 日をもって廃止することとされました。

これにより、次のロの経過措置の適用を受けるものを除き、平成 21 年 1 月 1 日以後に行う源泉徴収選択口座における上場株式等の譲渡等により生じた源泉徴収選択口座内調整所得金額及び同日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等に対しては 15% (居住者の場合には他に住民税 5%) の税率により源泉徴収されることとなりました。

#### ロ 経過措置

軽減税率の特例の廃止に当たっては、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの期間 (以下「経過期間」といいます。)、次ページの表 1 及び表 2 のとおりの経過措置が講じられています。

なお、経過期間内の各年において、居住者等が有する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が 500 万円を超える場合には、その居住者等が有する源泉徴収選択口座における上場株式等の譲渡等に係る譲渡所得等の金額については租税特別措置法第 37 条の 11 の 5 に規定する申告不要の特例の適用はなく、また、上場株式等の配当等の金額 (年間の支払金額が 1 万円以下の銘柄に係るものを除きます。) の合計額が 100 万円を超える場合には、年間の支払金額が 1 万円以下の銘柄に係るものを除き、上場株式等の配当等に係る配当所得の金額については同法第 8 条の 5 に規定する申告不要の特例の適用はありませんので、これらの場合には申告が必要となります。

表1【上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する源泉徴収税率】

区分		期間		
		～平成20年12月31日	平成21年1月1日～平成22年12月31日	平成23年1月1日～
居住者等	居住者	軽減税率の特例（7%（居住者の場合には他に住民税3%）の適用があります。	【経過期間】 経過措置として7%（居住者の場合には他に住民税3%）に軽減されます。	15%（居住者の場合には他に住民税5%）の税率が適用されます。
	非居住者（国内に恒久的施設を有する）			

表2【上場株式等の配当等に対する源泉徴収税率】

区分			期間			
			～平成20年12月31日	平成21年1月1日～平成21年3月31日	平成21年4月1日～平成22年12月31日	平成23年1月1日～
個人	居住者等	居住者	【経過期間】 経過措置として7%（居住者の場合には他に住民税3%）に軽減されます。	15%（居住者の場合には他に住民税5%）の税率が適用されます。		
		非居住者（国内に恒久的施設を有する）				
法人	非居住者（国内に恒久的施設を有しない）		軽減税率の特例（7%（居住者の場合には他に住民税3%）の適用があります。	15%（居住者の場合には他に住民税5%）の税率が適用されます。		

（注）大口株主等である個人が支払を受ける上場株式等の配当等については、上記のいずれの期間も20%（所得税のみ）の税率により源泉徴収されます。

## 2 上場株式等の配当等に係る配当所得の申告分離選択課税が創設されました。

平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得については、総合課税に代えて、申告分離課税の適用を受けることができることとされました<sup>（注1）</sup>。

なお、適用に当たっては、申告する上場株式等の配当等に係る配当所得の金額の合計額について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択<sup>（注2,3）</sup>して適用することとなります。

（注1）申告分離課税の適用を受けようとする場合には、その旨の記載のある確定申告書を提出する必要があります。

（注2）申告分離課税の適用を受ける場合にも、総合課税の適用を受ける場合と同様に、租税特別措置法第8条の5に規定する申告不要の特例を適用することができます。

（注3）申告分離課税を適用する上場株式等の配当等に対しては、配当控除の適用はありません。

## 3 国内における支払の取扱者<sup>（注）</sup>を通じて支払われる上場株式等の配当等については、その支払の取扱者を源泉徴収義務者とする<sup>（注）</sup>こととされました。 この改正は、平成22年1月1日以後に支払われる上場株式等の配当等について適用されま<sup>（注）</sup>す。

（注）上記の「支払の取扱者」とは、上場株式等の配当等の支払を受ける者のその上場株式等の配当等の受領の媒介、取次ぎ又は代理（業務として又は業務に関連して国内においてするものに限ります。）をする者であって、社債、株式等の振替に関する法律に規定する口座管理機関であるものをいいます。

## 4 源泉徴収選択口座への上場株式等の配当等の受入れが可能となりました。

居住者等が、証券会社、銀行等の金融商品取引業者等の営業所を通じて上場株式等の配当等の支払を受けることとしている場合で、その営業所に源泉徴収選択口座を開設しているときは、その営業所の長に届出を行うことにより、その上場株式等の配当等をその源泉徴収選択口座に受け入れることができることとされました。

また、その源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等（以下「源泉徴収選択口座内配当等」といいます。）に係る配当所得の金額の計算は、他の配当等に係る配当所得の金額と区分して行うこととされました。

なお、源泉徴収選択口座内配当等について源泉徴収をした所得税の納付期限については、原則として、その徴収の日の属する年の翌年1月10日とすることとされました。

これらの改正は、平成22年1月1日以後に交付する源泉徴収選択口座内配当等について適用されます。

## 5 源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等（源泉徴収選択口座内配当等）に対する源泉徴収税額の計算の特例（源泉徴収選択口座内における損益通算）が創設されました。

金融商品取引業者等が居住者等に対してその年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納付すべき所得税の額を計算する場合において、その源泉徴収選択口座内に上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、その源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納付すべき所得税の額は、その年中にその源泉徴収選択口座に受け入れられた源泉徴収選択口座内配当等の総額からその譲渡損失の金額を控除した残額に対して源泉徴収税率を乗じて計算した金額とすることとされました<sup>（注）</sup>。

また、この場合、その金融商品取引業者等がその上場株式等の配当等の交付の際に既に徴収した所得税の合計額と上記により計算された徴収して納付すべき所得税の額との差額については、この金融商品取引業者等がその交付を受ける居住者等に対して還付しなければならないこととされました。

(注) この特例の対象となった譲渡損失の金額を、申告により他の株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等の配当等に係る配当所得の金額から控除するときは、この特例の適用を受けた源泉徴収選択口座内配当等（年間の支払金額が1万円以下の銘柄に係るものを含みます。）のすべてについて、申告不要の特例は適用されません。

この改正は、**平成22年1月1日以後**に交付する源泉徴収選択口座内配当等について適用されます。

## **6** 居住者等が公募株式等証券投資信託の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額その他の資産の価額については、その全額を株式等の譲渡所得等の収入金額とみなすこととされました。

株式等証券投資信託の受益権を有する居住者等が、その証券投資信託の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうちその証券投資信託について信託された金額に達するまでの金額については、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされ、それを超える金額については配当所得とされています。

今回の改正により、株式等証券投資信託のうちその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの（公募株式等証券投資信託）の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額その他の資産の価額については、その全額が株式等の譲渡所得等の収入金額とみなされることとされました。

この改正は、**平成21年1月1日以後**の公募株式等証券投資信託の終了又は一部の解約について適用されます。

## **7** 源泉徴収選択口座に係る特定口座年間取引報告書について、次の措置が講じられました。

(1) 源泉徴収選択口座に係る特定口座年間取引報告書について、税務署長への提出を不要とする措置が廃止されました。

この改正は、**平成21年1月1日以後**に源泉徴収選択口座において処理される上場株式等の譲渡等に係る報告書について適用されます。

(2) 特定口座年間取引報告書の記載事項として、**平成22年1月1日以後**に交付する上場株式等の配当等のうち源泉徴収選択口座に受け入れたもの（源泉徴収選択口座内配当等）に関する事項が追加されました。

## **8** 配当等とみなす金額が生ずる基因となる自己株式の取得事由から全部取得条項付種類株式に係る取得決議で一定のものが除外されることが明確化されました。

法人の全部取得条項付種類株式の取得決議による自己株式の取得であって、その取得の対価として株主等に対してその法人の株式（出資を含みます。）のみが交付される場合又はその法人の株式及び新株予約権のみが交付される場合には、配当等とみなす金額は生じないこととされています。

今回の改正により、金銭等が交付される場合であっても、その金銭等が自己株式の取得の価格の決定の申立てに基づいて交付されるものであるときは、配当等とみなす金額は生じないことが明確化されました。

この改正は、**平成20年4月30日以後**に行われる取得決議による取得について適用されます。

## **9** 住宅の省エネ改修工事等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例が創設されるとともに、住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等の範囲が拡充されました。

### (1) 現行の取扱い

居住者が、住宅の取得等（一定の要件を満たす居住用家屋の新築、購入又は増改築等をいいます。）をして、平成20年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合において、その者がこれらの住宅の取得等のための住宅借入金等を有するときは、一定の要件の下で、居住の用に供した年以後10年間（平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合は15年間）、その住宅借入金等の年末残高の合計額を基礎として定められた控除率により計算した金額をその年の所得税額から控除することができることとされています（以下「現行特別控除」といいます。）。

また、平成19年度の税制改正において、税源移譲の実施に対応するための控除額の特例（以下「税源移譲対応特例」といいます。）及びバリアフリー改修工事に係る控除額の特例が創設されています。

### (2) 改正の内容

#### イ 住宅の省エネ改修工事等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例の創設

居住者が、その者の居住の用に供する家屋について省エネ改修工事<sup>(注1)</sup>を含む増改築等（以下「省

エネ改修工事等」といいます。)を行った場合において、当該家屋を平成20年4月1日から平成20年12月31日までの間にその者の居住の用に供したときは、一定の要件<sup>(注2)</sup>の下で、次の表にある増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額、控除率及び控除期間の特例について、増改築等に係る現行特別控除又は税源移譲対応特例との選択により適用できることとされました。

区分	項目	増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	控除期間	各年の最高控除額	最終控除額
①	省エネ改修工事等に係る費用	1,000万円 <sup>(※)</sup>	1.0%	5年	12万円	60万円
②	特定の省エネ改修工事 <sup>(注3)</sup> に係る費用	200万円	2.0%			

(※) 増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額は、①と②の合計で1,000万円となります。

(注1) 省エネ改修工事とは、①居室のすべての窓の改修工事、又は①の工事と併せて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事若しくは④壁の断熱工事のいずれかに該当する工事であって、次に掲げる要件を満たすものをいいます。

イ 改修部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上となること

ロ 改修後の住宅全体の省エネ性能が改修前から一段階相当以上上がると認められる工事内容であること

(注2) 一定の要件とは、次に掲げるものをいいます。

イ 住宅借入金等の償還期間が5年以上のものであること

ロ 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が発行する省エネ改修工事等の証明書の交付がされること

ハ 省エネ改修工事に係る費用の合計額が30万円を超えるものであること

ニ その他増改築等に係る現行特別控除と同様の要件を満たすこと

(注3) 特定の省エネ改修工事とは、省エネ改修工事のうち、改修後の住宅全体の省エネ性能が平成11年基準相当となると認められる工事内容のものをいいます。

#### ロ 現行特別控除及び税源移譲対応特例の対象となる増改築等の範囲の拡充

省エネ改修工事が現行特別控除及び税源移譲対応特例の対象となる増改築等の範囲に加えられました。

この改正は、増改築等を行った家屋を平成20年4月1日以後に居住の用に供する場合に適用されます。

### 10 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限が平成22年12月31日まで2年延長されました。

### 11 公益法人制度改革による新たな公益法人制度の創設に伴い、公益社団法人及び公益財団法人については、所得税法別表第一（公共法人等の表）に掲げられることとなり、これらの法人が支払を受ける一定の利子等に係る源泉所得税は非課税とされます。

この改正は、平成20年12月1日から適用されます。

### 12 国内源泉所得の範囲に、外国法人の発行する債券の利子のうちその外国法人が国内において行う事業に帰せられるものが加えられました。

また、民間国外債等の利子の課税の特例制度及び民間国外債の発行差金の非課税制度の適用対象範囲に外国法人が国外において発行する債券のうち一定のものの利子等が加えられるとともに、その適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。

これらの改正は、平成20年5月1日以後に発行される債券の利子等について適用されます。

ただし、非居住者又は外国法人が受け取る民間国外債等の利子・発行差金の非課税制度の適用期限の延長については、平成20年4月1日以後に発行される債券の利子等についても適用されます。

### 13 特別国際金融取引勘定（オフショア勘定）において経理された預金等の利子の課税の特例及び外国金融機関等の債券現先取引（レポ取引）に係る利子の課税の特例について、その適用期限が撤廃されました。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく税務署又は税務相談室（電話相談センター）におたずねください。



この社会あなたの税がいきている